

人事連合委員会會議録第二号

昭和二十六年十一月九日(金曜日)午後
一時二十九分開会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長

理事

河井 彌八君

楠瀬 常猪君

溝淵 春次君

山花 秀雄君

委員

松平 勇雄君

横尾 龍君

上條 愛一君

成瀬 暢治君

楠見 義男君

竹下 豊次君

栗栖 勉夫君

三好 始君

三浦 辰雄君

人事委員

理事

杉山 昌作君

千葉 信君

委員

加藤 武徳君

木下 源吾君

森崎 隆君

小野 哲君

紅露 みつ君

國務大臣

厚生大臣

労働大臣

政府委員

行政官

城 義臣君

橋本 龍伍君

保利 茂君

行政官

城 義臣君

行政官理庁次長 大野木克彦君

行政官理庁 中川 融君

法制意見長官 佐藤 達夫君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君

常任委員 藤田 友作君

常任委員 川島 孝彦君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

常任委員 熊登御堂定君

○委員(河井彌八君) これより内閣、人事両委員会の連合委員会を開会いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、これの予備審査であります。

本日の会議に付した事件

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員(河井彌八君) これより内閣、人事両委員会の連合委員会を開会いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、これの予備審査であります。

なにおちよつと諸君に申し上げておきますが、人事院總裁の出席を要求しておきましたところ、本日も都合がありまして、三時頃にこちらに出席するといふことになりました。そのことだけお含み願つておきます。

○森崎隆君 行政機関職員定員法の一部を改正するところの予備審査が今日から始まりました。いろいろ御質問したいことがたくさんございますが、最終的には内閣委員会の方で慎重に審議されるだろうと思つて、特に私たちがお願いしたいとして、こうして審

査の機会を得ましたことを心から感謝申し上げます。私本日は主に政府から提案されましたこの法案の提案理由説明書につきまして、幸い橋本長官が来られておりますから、御質問申し上げたいと思つております。この本法案の提案理由説明書を一応見ますと、定員法の改正、いわゆる今回の首切り法案の理由といたしまして、いろいろなことが掲げられておりますので、絞つて見ますと、第一には行政事務の簡素化ということが第一に挙げられていて、次に私思ひます。次には戦前の官吏数に比較して、現在の公務員数が非常に増大して、これをまあ戦前並みに急減せしめるといつたような理由もあるやに私は承知いたしております。第三には、経済上の自立達成の關係から行政費の節約等を中心としたこの問題が理由に掲げられております。第四には、行政事務の能率化、これ又簡素化と一連の關係があると思つて、理由として私は分けて、第四の理由というよりなつても、第四の理由には或いは不完全であらうとは思つてお尋ね申し上げたいと思つております。

第一の行政事務の簡素化の問題でございますが、この問題は、これはやはら敗戦前の日本といたしましては、当然であり、必要なことだと私も感ずるのでございます。今回の定員法の改正で人員が大幅に削減されます理由として、この問題が掲げられております建

前から考えますと、当然先ず第一になさなければいけない問題は、行政機構の研究をいたしまして、そこから簡素化も合理化というこの仕事は先ず最初になさなければならぬと思つております。これをやらなければ、單に一片の文章だけで簡素化を理由といたしまして、定員法を改正するということでは、どうも私たちはこれでは果して國民に対する奉仕者としての完全な業務運営の完遂が期待し得られるかどうか非常に疑問に思つております。特に我々は敗戦国といへども、平和を標榜し、文化を標榜し、道義を標榜して、近代國家の大切な要素である科學性を持つた民主政治を打立てなければならぬ現在におきましては、やはりこの順序といふものを考えて頂きたい。この行政機構の簡素化という趣旨でも結構であります。合理化でも結構ですが、機構の改革といふものを十分研究され、この結論を各省各機關のいろいろ意見を徴し、又は國民全般の代表者の意見を徴し、又はこれを先ず完了いたしましたし、それから必然的に定員の問題が生じて来るのは当然のことと私は考えるわけであり、この場合行政機構のたとえ簡素化がなされましても、業務内容の量の問題その他の關係から、特に政府において平和條約の締結を期待しておるようでございますが、その結果は必ずしも、或るところにおきましては勿論定員の削減といふことは招来いたし

ましようけれども、他の部面において必然的に増大しなければならぬやうなことも、私は当然起るものであると考えるわけであり、そのういふ観点から、或る部局には何人増して、或る部局から何人減らすといつた至つて合理的な簡素化がなされ、それに従つて、どうにもこれは納得しなければいけないと國民全体が一応承服するといつた定員法の改正といふものが、その次に生れなければならぬと思つて、そのわけでございまして、その第一の問題で、実は私の取敢苦勞かも知れませんが、この政令諮問委員會の答申書を見まして、私はやはりそう感ずる。順序は誠に行政機構の簡素化といふものを先に掲げて、結論として最後に人員整理の問題が掲げられてあります。私は端的に申し上げますならば、今のこの定員法の改正が、かく急がれた明なり、御答弁では立派なことを申されるかも知れませんが、結局この行政機構の改革といふ根本的問題が完了されていなくて、定員法を逸早く出すといふことに非常には不安を感じております。これは先月の十日の開會時頭の議院運営委員会におきましても、官房長官に私質問したところ、岡崎さんのほうでは行政機構の改革を断固としてやるのだが、それに伴つて定員法の改正をやらなければならぬのだが、いろいろ複雑な問題もあつて、この際機構の改革を後廻しにして定員法だけ先に出すと、誠に私も

由そのものがはつきりしないんです
が、もつと簡素化というその面につき
まして、もつと詳しく御説明が願え
ならば、この際お聞きしたいと思いま
す。若し願えなければ次の問題に移り
たいと思います。

○國務大臣(橋本龍伍君) 国家消防庁
の分は技術管理でないで、技術的要
員、これが二名、管理の要員が八名で
あります。計十名を整理するというこ
とでございまして、なお私は始終各省
の最高責任者と会つて話をしておつ
て、部内の締めくくりはそれ、その
省庁の長官がやつておられるわけであ
りますが、まあ差上げました資料は、こ
れは誰がどういふふうにして作つたか存
じませんが、私が閣僚懇談会等におき
まして、それ、その省庁の責任者に話
しておりますその事務の整理の趣旨を
十分体してのものと考へます。

○森崎隆君 この資料はどこで作つた
かおわかりにならないという、これは
行政管理局のこの中に一緒に配付され
たものでございまして、一応これを信
頼して申上げるわけなんでありませ
んが、この資料が若し誤まつたものであ
るとしますれば、これは別の観点から
申上げなければならぬと思ひますが、
今国家消防庁の問題は偶然私が開けた
ところにごさいますので、一例とし
て申上げますので、十名の減員、これ
は合理的に正しければ仕方がございま
せんが、その前提として、例えば国家
消防庁は火災その他の業務に従事して
おつて、これだけの者がいたわけなん
ですが、それが十名減すのが正しいと
いうことになりますれば、火災の統計
資料その他いろいろな面から、これだ
け減しても大丈夫だと、又東京都なら

東京都内で鉄筋の建物が最近何々増え
たといつたような、もつと科学的の富
んだ、我々の納得行くような資料を
頂きまして、こつと観点から十名削
減をいたしまして、例えば東京都なら
東京都に属しますところの消防庁
の任務は十分に遂行できるというよう
な結論の下に十名というものが合理的
な計算の基礎から算定されまして、こ
れがまあ定員法の改正になるというな
ら私はわかるのです。そのことを何も
書かんで、單にこつとこつと通り一
遍の政府の首切り政策方針に従つて十
名を切るというのでは、どうも私には
納得行きかねるのでございしますね。

で、まあこの問題は、ほかのかたの
御質問のお邪魔をしてもいいかもしれ
ませんが、これでおきます。第二はさつき申
上げました、戦前に比較して非常に公
務員の数が膨張しているというこの問
題でございします。これにつきまし
て、この資料も大体信頼できるかどう
かわかりませんが、これもやはり中に
入つていたわけでごさいますから、一
応この資料に基きまして申上げたい。
この資料を見ますと、昭和七年の官
吏の数、それから昭和二十六年の官吏
の数を比較しまして、特別会計、公共
企業体とも全部入れますと、昭和七年
が九十五万七千七百八十七名になつてお
ります。二十六年のは百五十一万
九千五百四十八名となつております。
ところがこの中を見て私は特別にお尋ね
いたしたいのですが、これがまあ正し
い資料かどうか私知りませんが、少く
ともこの内容の中にはいろいろな疑念
があるのではないかと私考へておりま
す。例えば裁判所職員のところは、こ
れは千二百十名となつておられるわけであ

ります。その内容が統計と同じように
裁判官のみで千二百十名となつており
ます。言換へますと、これで行きます
と、日本の裁判所は裁判官だけで運営
できておられるようにこれは書かれてお
る。事務局も要らない、宿直小使も要
らない……。

○國務大臣(橋本龍伍君) 表題は何と
いうやつでございしますか。

○森崎隆君 表題は、昭和七年と昭和
二十六年の公務員数比較表というのが
私の手許には来ておるのですが、どこ
から紛れ込んだのかも知れませんが、ど
うも、とにかくこの袋の中から出したつ
ものであります。この資料は政府は
責任を持たんと云へばそれまでです
が、若し長官のほうで、これはまあ責
任を持たなくては、一応一つの参考
の資料として私考へても結構だと思ひ
ますから、これで続行したいと思ひ
ます。そういふようになりますと、
ここにどうもおかしい面がある。それ
から檢察庁の職員との関係も、やはり
檢察官が六百十八名で、總計六百十八名
になつておる。ここにやはり小使いも
給仕も全然要らないといふことになつ
ておる。警察職にいたしまして、や
はりこれはゼロになつておる。ゼロで
は果して昭和七年頃に警察事務の関係
が全部動き得たかどうか私にはわからな
いわけですが、これはまあ参考資料とし
て一応考へたのでございしますが、全般
として私実はこつとこつと疑念を申
上げて、この問題について果してそれ
ほど公務員の数が激増して、激増する
ことによつて国民に迷惑をかけたお
るかどうかといふことの観点につきま
して、御意見を承りたいのです。新
聞にも随分いろいろ報道はされてお

ます。国民七人につき一人の公務員が
ある、これでは大変だといつたような
こと、これはまあ政府のほうからそう
いふことを言われたのかどうかかわり
ませんし、まあ賢明なる政府の重要な
職責にあるかた、が、さういふよう
な愚論を吐くことは私考へませんが、
案外各地方に行きますと、これが正倒
的な輿論になつておるのです。まる
で總理大臣がこれを言つたように、大
蔵大臣が言つたように、政府の方針だ
といふことになつておる。又或る政
党の人々もやはりいろいろ場合によつて一人
の公務員がおるのをは以てのほかだ、ア
メリカは何とかいふような話で随分や
つておる。まあこれはわかりませんが
皆背くのです。こつとこつと危険
な資料、これは間違ひでありますし
ば、はつきりと政府のほうで反撃して
もらなければならぬ。こつとこつと
のを出されますと非常に公務員として
不利なんです。私がこつとと調べたと
ころを申上げたと思ひますが、これ
はまあ専門員室のほうにもお願いいた
しまして調べて頂いたものであります
が、それから昨日でしたか公聴会のと
きにもお話がありまして、大体十九人
に一人だといふような意見もあるよう
でございしますが、ここに申上げます
ところの問題は、これはたしか地方自
治庁調べだと思ひますが、日本
では二十五年十月現在で人口が八千三
百九十九万九千六百三十七名と書いてあ
ります。公務員の数がこれに對しまし
て二・六四%といふことになつており
ます。それからアメリカがえらい少い
といふようなことを申されておるま
す。これは二十六年四月調べに

なつておるようでございしますが、米
国のほうは、これは一億四千八百九十
二千人程度になつておりますが、公務
員の数がやはりパーセンテージで三
五・九一となつております。而もこの
方の公務員数とその性格を考へます
と、日本で当然まあ公營又特別会計等
の公共企業体でやつておりますもの
も、アメリカでは民営のもの非常に
多いわけでごさいます。さういふ観
点から考へましても、これはさうい
うフアクターを入れますと、日本の公務
員の数は非常に少いのではないかと
考へると考へるわけでありまして。少くとも
この資料の正確度の問題は別にしまし
て、政府はすでに五十九万の数字を発
表しておられます。この五十九万とい
うのは、私は換算いたしましたれば、やは
りこの表で總計九十五万一千七百八十
七名から陸軍、海軍の武官、文官合計三
十五万六千を引きますと、大体六十万
少し切れると、これをまあ言つてお
ることは、はつきりと政府の責任者の
かた、が何回か発表しておられるわ
けです。さうしますと、やはり政府で
は有利な意味で使つたのではないかと
思ひます。さういふように政府ははつきり
とこの五十九万といふものを打出した
めには、さつき私が指摘いたしました
ように、こつとこつと間違ひをお
知らないはずがないと思ひます。さうい
ふ数字を出しまして、現在の百五十一
万云々、この中にあらゆるものが全部
含まれておるが、これとの比較
で非常に厩大しておるというこ
とを理
由づけようとしておる。私にとりまし

では、これは非常に不満な政府の表現の仕方、宣伝の仕方ではないかと私は考えるわけです。この問題につきまして、私は更に申し上げたいのは、例えば今同突如として定員法のこういう削減の問題が起りましたが、本當にこういう氣勢を以て国民に対する奉仕機關を成るべく削減して能率を上げてやろうというこの趣旨は、今になって政府がこういう氣勢を持たれるという事は非常に心外です。試みに申し上げますと、第十国会でございまして、あの末期に、あと五日間か、六日間しか期間のないというあの五月の末に、突如として北海道開発法の一部改正法案なる怪案を出されたのです。こういうものは今の時代でありますれば、政府が本當にその定員法を出すという熱意をまじめな意味で国民奉仕の責任者として持たれておりますならば、あの當時にもこういうことをする必要はないと私は思う。それをあのときに無理押しにやりました、而も国会が通らなかつて二回も会期を延長しておる。その結果、これは現在定員法がどうなつておるか、三千名を突破しておる。定員が殖えておる。これは確かに政府は無理押しにやつておる。それはどこの法案の改正が必要であつたかどうか、非常に私は反省して頂きたいと思う。一方におきましては、これは私は党利党略による考えではないかと、おこがましい言い分ではありますが、そう疑われても仕方がないようなことにも立ち至るわけでは、一方では僅か半歳以前にこういうことをしておきまして、今になつてこの定員法を、大幅に人員削減の定員法の改正を持ち出される、この矛盾齟齬を一体どういうふうに御説明な

さるのか、そういう点につきまして、私の結論をいたしましては、決して戦前の官吏の数に比較しましては、決して戦前の官吏の数は決してそう膨大に膨脹したものでない。勿論その中には敗戦によりまして、終戦処理その他のいろいろな問題で、止むに止まれぬ特別の機関もありまうことは、これは事実であります。そういう関係でプラス・アルファの特別増加は、これはいたし方がないと思ひますが、そういう面も考え合せて、その膨脹しておるといつたような定員法の改正の理由としまして、定員の膨脹というよりなことは、そう大きく私は取上げてもらつては、これは我々公務員として、いや我々じやない、公務員自身が非常に迷惑を感じるのじやないかと実は考える次第であります。これにつきまして長官の御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) 先ほどお話のありました資料は、行政管理局が出した資料でないやうであります。が、大体中味は先ほど申し上げましたやうに、私のほうで有しております資料と元は同じのやうに見られるのであります。政府が今までよく昭和五、六年当時五十八、九万だつたのが、今日百五十万というものは、御指摘のありました通り國鉄、専売を含め、そして陸海軍、武官を引いた数であります。これをこのまま比較することは、御指摘にありましたやうに不正確であると思ひます。それで今日では公務員法でいふよりも國家の仕事をする者には何でも國家公務員だといふ建前でおりますので、昔の雇用人でありますたか、つまり官吏の身分でなかつた、官制定員に出て来ないで、予算定員で

採用いたしておつた部分が表へ出ておらないのであります。で、その後の数では不正確でありまして、衆議院からも御要求がありまして、雇用人を入れ数字等を比較いたしておるのであります。ただ今日それを勘定に入れ、そのほかいろいろな面をこれ勘案いたしまして、今日の事態におきまして、公務員の数というものは非常に殖えておると思ひます。勿論その殖えておりますことの基本としては、これは御指摘にありましたやうに、仕事自身が殖えておるところもたくさんありまして、その仕事自身も國の總体的な必要なものにとどめて整理をいたして参りたいと思ひます。仕事の整理もして、それから且つ又人員の能率も上げて参りたいと思つておるのであります。仕事の殖えたのと、それともう一ついろいろの諸点から言ひまして、この計算の細かい仕方については、なおよく研究を要しますが、數的に見まして、今日非常に公務員の數というものが殖えておるという事は、私は確かにそう考へております。

○委員長(河井彌八君) ちよつと委員諸君に申し上げますが、衆議院の内閣委員会が橋本長官の出席を希望して、開会にまだ至らなかつて困つておるやうであります。それで長官は衆議院に参りまして、できるだけ早く勤務を済ましてこちらに帰つて来るということであるから、政務次官から答弁してはどうかと、かように考へます。それだけ申し上げておきます。

○森崎隆君 今の委員長のお話は一応はよくわかりますが、この定員法の問

題は非常に私は重要に考へておりますので、やはり最高責任者にいろいろ御質問申し上げたいと思ひます。若し長官がたつてあらにお出でになれば、岡野大臣でも結構ですから来て頂きまして、それまでは私ここで待たして頂く……。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて……。

(速記中止)

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……。

午後二時三十分休憩

午後三時五十分開会

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引続きまして連合委員会を開会いたします。

諸君に申し上げますが、行政管理局長官は衆議院の内閣委員会に出席いたしまして、本日ところは急遽にこの委員会に出て来るのができないであらうという通知を受けたのであります。そして只今労働大臣が出席せられましたので、この定員法の改正案につきまして、労働大臣の最も深い關係を持つておられます事項がござりますから、それにつきまして御質疑等がござりますれば、甚だ好都合と考へます。

○三好始君 今回の定員法の改正案によつて整理されます人に対する失業対策について、どういふ具体的な案ができておりますか、それを承りたいと思ひます。

○國務大臣(保利茂君) 今回の行政改革を目指しております、その必然の結果生ずると思われまふ人員整理は、政府が提案いたしております原案から

削出しますと、長期欠勤及び欠員の關係もございまして、實際整理の実人員をいたしましては、私は大体六万内外になるのではないかと、いろいろ予測をいたしております。これらのかたがたをどうするかという事は、今度の行政改革を政府として方針を決定いたします際に、その前提として退職者に対する措置をどうするかということに先ず決定した上に、これに手を付けるべきであるという基本的な考え方に基づきまして、先ず昨年の事業以来何ほどかの失業と申しまするか、労働状況が改善せられて来ておるとは申しまして、又、日本の実情からいたしまして、又置かれておりますいろいろの悪條件の下におきまして、失業問題それ自体は依然として深刻なものがござりますので、この深刻な失業状態の中に相当多數の退職者を出すという結果になりまして、従ひまして退職者の生活問題をどうするかという点につきましては、政府といたしまして最も心配いたしましたところで、先ず離職後相当期間の生活に不安なからしめるやうに、まあ財政力の状態にもかかつて参りますけれども、一つ思い切つて退職金を大幅に支給するやうにいたしました。そのことが結局前回の行政整理當時に比べまして、来年三月までに退職せられるかたについては八割、四月以降六月までに退職せられるかたについては四割増の退職金を支給する。併しながらこの退職金が今日の税制の上からいいますと、退職金それ自体に又過重の、相当重い税金が課せられるという実情になつておりますから、無論一般税制の問題と関連してのことではございまして、特にこの点にも

留意をいたしまして、今回国会に御審議を願つております税制の改正の中に、退職金に対する課税の大幅の緩和をいたしまして、手取り退職金が従来よりも著しく改善せられるような処置をとつておりますのも、ここに由来をいたしておるわけでございます。そういうことをいたしますと同時に、できるだけまあ退職金をそういうふうにしたすことによりまして、希望退職者によつて、まあできれば退職を希望せられるかたによつて、これが達成できれば非常に幸いであるわけなのであります。それを期待いたしておりますけれども、実情はそうは必ずしも行かない。その場合においては先ずそれらの実施官庁におきまして、十分の斡旋民間転出への斡旋をいたす。それについてはこの公務員の就職上のいろいろの制限が相当邪魔になる。従いまして、この就職制限を緩和いたしまして、先ず第一着手としては実施官庁において極力斡旋をいたす。併し相当地域も広汎に亘り、人員も多数になることとでございますから、それでも無論足りないことに對しましては、今日の勤務状況ではございますけれども、職業安定所に御審議を願つて、そうして一人でも多くのかたに再就職の機会を作るようにいたさなければならぬというふうな考えを、方針を決定いたしましたのでございますが、併し望ましいことは今日の状態からいたしまして、できるだけ産業戦線に立たれることが今日の日本の実際からいたしまして有意義であり、且つ又退職者それ自体のかたが将来生活の安定を期せられる上におきましても、最も望ましいことだと考へておるわけでありまして、従来各府県庁

の協力を得て実施いたしております。わゆる職業輔導と申しますか、この実績を見まするのに、労働市場の状況に應じまして輔導種目を選んで、そうして半年乃至一か年間の短期で以て簡易な技術修得の機会を與え、そうして再就職戦線へ送り出しておるわけでございますが、この実績を見ますると、殆んどまあ希望輔導を受けられた人で就職を希望せられるかたは一〇〇%といつていくらい就職ができておるわけでありまして、今日の失業問題の全体を通観いたしまして、比較的技術を持つておられるかたの就職は今日の非常に深刻な中におきましても比較的容易であるわけでありまして、でございますから、決してこれもまあ政府でそれをどうするところというところはございませぬけれども、そういう希望で以て技術を身に付けて、そうして将来の生活の基礎を固めようという希望を抱かせるかたにつきましては、そういう機会をできるだけ簡易に與える方法を講じなければならぬ、そういう上からこの今回の退職者を対象として、二十七年限り臨時の応急輔導施設と申しますかをいたすことになりました。そうして、今回御審議を願つております補正予算の中におきまして、それに要します準備費と申しますか、いろいろ機械購入その他の施設費として所要の予算を計上いたしました。来年の三月までにそういう手配準備をいたし、四月から希望に應じて直ちに活動を開始するといふふうな方針を決定をして只今準備を進めておるわけでありまして、かくのごとくいたしまして、今回の實際整理を受けられるかたが、まあ政府原案によりますれば、私は六万内外

と見ておりますが、そのうちで再び就職を希望せられるかたがどのくらいあるだろうか、従来のいろいろの例から見ますると、まあ大体六、七割くらいが再就職の希望を持たれるかたになつておるのではないかと想つておりますが、以上のような措置を講じますことによりまして、大体今回の退職者に対する、離職者に対する対策は完全とは決して申しませんが、ともかくも凌いで或る程度の、或る程度ではない、大體の措置はできるであらうと、かようにまあ考へておる次第であります。

○三好始君 只今の御説明によりまして、今回整理される予定の人員の失業対策として、職業輔導施設なり或いは特に職業安定所の活用によつて民間産業への吸収を図つて行きたい、こういうふうな予定のようであります。活躍を政府が期待しておる職業安定所自身が今回やはり相当人員が整理されることになつておる。これは甚だ矛盾したような感じを受けるのであります。これについては労働大臣としてどういうお考えでありますか。

○國務大臣(保利茂君) 御指摘の通りでございますけれども、併し職業安定所の整理の人員は、全体に比較いたしまして、非常に少いのでございます。實際の安定行政を実施して参ります上におきまして、これで支障を生ずる憂いは私はないと考へております。今日までも相当の、この職業安定所の職員が、最近はその下火ではございまして、一頃猛烈な日雇いの関係が惡化しておりました節の安定所の職員の活動状況というものは実に涙ぐましいものがあつたわけで、今回大きな行政改革の線に沿つて多少数の

上では僅かと申しまして多少とも減員をいたすといふことは、相当又過重の御苦勞をかけるということにつきましては、私も考えざるを得ないわけでございます。併しこれによつて安定行政それ自体が大きな阻害を受けるというふうには考へておりませんし、又職員もそのつもりでやつて頂きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 諸君に申し上げますが、衆議院から又労働大臣の出席を、再三委員長まで要求して参りましたから、労働大臣は御退席も止むを得ないと考へます。つきましては他の政府委員において満足が行くならば委員会を続行いたしますが、如何でございませうか。

○補見義男君 実は今私も労働大臣に二、三お伺ひしたいことがあつたので、そういふふうな大臣がお見えになつて、ちよつと腰かけた程度で又行かれるようでは、我々も実は落着いて審議がでないのです。従つて本日はこの程度で散会して頂きたいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時二十四分散会

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所